

第 3表

2025年

春季賃上げ

妥結状況（加重平均）

2025年3月19日 現在

(第2報)

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

(全 都)

産 業 区 分		平 均 年 齢	平 均 賃 金	299人以下		300～999人		1, 000人以上		全 規 模		対 前 年 比	前 年 額	賃上げ率
				件数	平 均 額	件数	平 均 額	件数	平 均 額	件数	平 均 額			
漁 業														
鉱業、採石業、砂利採取業														
建 設 業														
製 造 業		40.9	357,104	2	14,386	2	15,721	19	18,416	23	18,346	-0.83	18,500	5.14
内	食料品、たばこ	40.0	351,584					5	17,903	5	17,903	-1.38	18,153	5.09
	繊 維、衣 服	43.9	352,609					1	17,333	1	17,333	-1.15	17,534	4.92
	木材、家具装備品													
	パルプ、紙、紙製品													
	印刷・同関連													
	化 学 工 業													
	石 油 ・ 石 炭 製 品													
	プラスチック製品													
	ゴ ム 製 品													
	なめし革・毛皮													
記	窯業・土石製品													
	鉄 鋼 業													
	非 鉄 金 属	39.7	326,735					1	19,421	1	19,421	-21.33	24,687	5.94
	金 属 製 品													
	機 械 器 具 製 造 業	38.2	311,303	2	14,386	1	16,850	3	16,752	6	16,473	14.47	14,391	5.29
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	40.9	365,945					3	20,509	3	20,509	22.40	16,756	5.60
	電気機械器具	43.2	349,936					2	16,047	2	16,047	9.51	14,654	4.59
	情報通信機械器具製造業	43.3	311,400					1	13,000	1	13,000	0.00	13,000	4.17
	輸 送 用 機 械 器 具	40.0	376,754			1	15,162	3	20,201	4	20,051	-10.54	22,414	5.32
	そ の 他 製 造													
電気・ガス・熱供給・水道業														
情 報 通 信 業														
内	通 信 ・ 放 送													
	情 報 サ ー ビ ス													
記	情報制作(出版等)													
運輸業、郵便業		42.3	328,333	1	1,000	1	15,000	2	16,591	4	16,099	70.32	9,452	4.90
内	私 鉄 ・ バ ス	42.1	341,945					1	16,202	1	16,202	54.30	10,500	4.74
	道 路 貨 物 運 送	43.6	265,382			1	15,000	1	19,864	2	17,784	216.16	5,625	6.70
記	そ の 他 運 輸	40.0	310,000	1	1,000					1	1,000	0.00	1,000	0.32
卸 売 ・ 小 売 業		43.2	316,039					3	15,963	3	15,963	2.22	15,616	5.05
金 融 ・ 保 険 業														
不動産業、物品賃貸業														
学術研究、専門・技術サービス業		48.3	317,135	1	3,625					1	3,625	0.00	3,625	1.14
宿泊業、飲食サービス業		42.5	320,010			1	18,013			1	18,013	17.06	15,388	5.63
生活関連サービス業、娯楽業														
医 療 、 福 祉														
教育、学習支援														
複 合 サ ー ビ ス 事 業														
サ ー ビ ス 業 (その他)		37.5	339,051	1	11,000			1	20,349	2	19,919	119.44	9,077	5.87
総 平 均		41.1	350,474	5	10,446	4	16,718	25	18,105	34	17,985	3.96	17,300	5.13

(注) (1) 金額は原則として組合員平均である。

(2) 平均賃金は基準内賃金である(毎月決まって支給されているもので通勤費を除いたもの)。

(3) 単純平均は一組合当たりの平均で、加重平均とは組合員一人当たりの平均である。